改め、二百六の項を二百十五の項とし、百九十三の項から二百五の項までを九項ずつ繰り下げ、

	216	217	218
117	性別の取扱いの変更の裁判確定による嘱託		
118	戸籍事項欄	性別の取扱いの変更の裁判を受けた者の新戸籍	性別の取扱いの変更の裁判を受けた者の従前の戸籍
119	変更の裁判を受けた者の身分事項欄	変更の裁判を受けた者の身分事項欄	変更の裁判を受けた者の身分事項欄
120	平成弐拾四年八月弐拾参日編製㊞	平成弐拾四年八月弐拾日平成拾五年法律第百十一号三条による裁判確定同月弐拾参日嘱託東京都千代田区平河町一丁目四番地甲野義太郎戸籍から入籍父母との続柄の記載更正㊞	平成弐拾四年八月弐拾五日平成拾五年法律第百十一号三条による裁判確定同月弐拾参日嘱託東京都千代田区平河町一丁目四番地に新戸籍編製につき除籍㊞

に

改め、百九十の項を百九十九の項とし、百八十九の項から百八十九の項までを九項ずつ繰り下げ、

	191	192
121	就籍届	
122	就籍地	
123	新戸籍	
124	戸籍事項欄	就籍者の身分事項欄
125	平成四年壱月参拾日編製㊞	平成四年壱月弐拾四日就籍許可の裁判発効同月参拾日届出㊞

を

改め、百二十七の項を削り、百二十六の項を百二十三の項とし、百二十五の項を削り、

	200	201
126	就籍届	
127	就籍地	
128	新戸籍	
129	戸籍事項欄	就籍者の身分事項欄
130	平成弐拾四年六月弐拾八日編製㊞	平成弐拾四年六月弐拾弐日就籍許可の裁判確定同月弐拾八日届出㊞

に

	128	134	135	136	137
117	未成年後見監督人就職届	未成年後見監督人（法人を除く。）就職届	未成年後見監督人（法人）就職届	未成年後見監督人（法人を除く。）選任の裁判確定による嘱託	未成年後見監督人（法人）選任の裁判確定による嘱託
118	本籍地	右同	右同	右同	
119	未成年被後見人の戸籍	右同	右同	右同	右同
120	未成年被後見人の身分事項欄	右同	右同	右同	右同
121	未成年後見人就職届	平成拾六年壱月八日東京都千代田区永田町二丁目五番地甲川芳吉同籍松子未成年後見監督人に就職同月拾壱日届出㊞	平成弐拾四年六月弐拾日東京都中央区京橋一丁目一番一号社会福祉法人乙未成年後見監督人に就職同月拾壱日届出㊞	平成弐拾五年九月拾八日東京都千代田区永田町二丁目五番地甲川芳吉同籍松子未成年後見監督人に選任の裁判確定同月弐拾日嘱託㊞	平成弐拾五年九月拾八日東京都中央区京橋一丁目一番一号社会福祉法人乙未成年後見監督人に選任の裁判確定同月弐拾日嘱託㊞

を

	117	118	119	120	121	122	123	124
117	未成年者の後見開始届（管理権喪失、行方不明、長期不在等の場合）	右同（親権喪失の場合）	削除	削除	削除	未成年後見人辞任許可の裁判確定による嘱託	未成年後見人解任の裁判確定による嘱託	未成年後見人更迭届（死亡の場合）
118	非本籍地	右同						本籍地
119	未成年者の戸籍	右同				未成年被後見人の戸籍	右同	右同
120	未成年者の身分事項欄	右同				未成年被後見人の身分事項欄	右同	右同
121	平成拾弐年八月七日千葉市中央区千葉港五番地甲原忠太郎同籍孝吉未成年後見人に就職同月八日届出同月九日同区長から送付㊞	平成拾四年壱月七日未成年後見人甲原孝吉死亡同年拾弐月壱日千葉市中央区千葉港十二番地乙原高助未成年後見人に就職同月五日更迭届出㊞				平成拾四年八月弐拾四日未成年後見人甲原孝吉辞任許可の裁判確定同月弐拾七日嘱託㊞	平成拾四年壱月拾日未成年後見人甲原孝吉解任の裁判確定同月拾四日嘱託㊞	平成拾弐年八月七日親権を行う者がないため（親権を行う者が管理権を有しないため）千葉市中央区千葉港五番地甲原忠太郎同籍孝吉未成年後見人に就職同月八日届出同月九日同区長から送付㊞

を